

令和3年度 成年後見制度研修会

任意後見制度について

任意後見制度とは、認知症などで判断能力が低下したときに備えて財産の管理等の契約を事前に結んでおく制度です。

こんな疑問にお答えします



任意後見制度って...

- 法定後見制度と何がちがうの？
- 手続きの方法は？
- 費用はどのくらいかかるの？
- 判断能力の低下をどのように確認するの？

講師

公益財団法人
成年後見センター・リーガルサポート 岐阜県支部
司法書士 横井岳志 氏

日時

令和4年1月31日（月）
13:00~15:00

会場

各務原市産業文化センター
2階第3会議室

定員40名
参加費無料

申込

電話・FAX・メールからお申し込みください。
令和4年1月24日（月）締め切り
参加申込書（FAX058-382-3233）

施設・事業所名		連絡先	
氏名		職種	
任意後見制度についての質問等			